

「【総論】総論関係」に係る検討

10. 勘定科目

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 92. 貸借対照表は、様式第 1 号により記載する。なお、各地方公共団体に固有の資産・負債については、適宜、表示科目を追加する。 154. 行政コスト計算書は、様式第 2 号により記載する。なお、各地方公共団体に固有の費用・収益については、適宜、表示科目を追加する。 190. 純資産変動計算書は、様式第 3 号により記載する。なお、各地方公共団体に固有の損益外純資産減少原因・損益外純資産増加原因については、適宜、表示科目を追加する。 221. 資金収支計算書は、様式第 4 号により記載するものとする。なお、各地方公共団体に固有の支出・収入については、適宜、表示科目を追加する。	【基準モデル】 44. 財務書類 4 表を作成するための勘定科目は、《別表 A2 勘定科目表》に示す。 45. 各勘定科目の定義や意味内容等については、『制度研究会報告書』第 96～244 段落に記載されているところであるが、この他、実務上参考と思われる事項を《別表 A4 勘定科目参考事項》に掲載する。 48. 《別表 A2 勘定科目表》及び《別表 A3 財源区分表》で示された勘定科目及び財源区分は、基準モデルにおける標準的な表示・勘定科目であり、各地方公共団体は、基準モデルに基づく財務書類を作成するうえで、原則としてこれらの勘定科目及び財源区分を用いることとする。但し、財務上の管理に必要な勘定科目を追加する場合は、枝番号の付与等により、いずれの勘定科目に対応するかを明確にしなければならない。

○課題・論点

- ・どのような勘定科目体系とするか。

○論点整理の考え方

【貸借対照表】

- ・新地方公会計モデルや国の取扱いを踏まえた上で、地方自治法施行令第 166 条第 2 項の規定に基づく「財産に関する調書」の表示項目も参考に、別紙のとおりとしてはどうか。（「14.資産・負債の分類」を踏まえ、固定資産・流動資産の分類とする。）

①配列は、「15.配列(流動性配列法又は固定性配列法)」の議論(資産と負債に関して、それぞれ固定資産と固定負債の占める割合が大きいこと)を踏まえ、固定性配列法とする。

②資産の多くが有形固定資産であり、これを一括で表示したほうが理解しやすいため、国の取扱いも踏まえ、有形固定資産と無形固定資産を並列して表示する。(入替に伴い、事業用資産の「その他の有形固定資産」の名称を「その他の事業用資産」に変更)

- ③「物品」について、現行では有形固定資産の一部として表示しているが、国の取扱いを踏まえ、事業用資産、インフラ資産と並列して表示する。
- ④「船舶」と「航空機」について、国の取扱いに準じて表示しているが、「財産に関する調書」においては、この他に「浮標」、「浮棧橋」及び「浮ドック」が区分表示されており、整合性の観点から、これらを「浮標等」として追加表示する。
- ⑤「減価償却累計額」について、「30.減価償却累計額の表示(直接法又は間接法)」を踏まえ、表示する。(一括による表示を妨げないこととしているが、「別紙」では、勘定科目ごとの表示を例示)
- ⑥「無形固定資産」について、②のとおり。なお、無形固定資産は、資産に占める割合が小さいため、国の取扱いも踏まえ、事業用資産とインフラ資産の区分表示はしない。(両資産に関して、コード等での区分管理は実施)
- ⑦「棚卸資産」について、①を踏まえ、流動資産に区分する。
- ⑧「インフラ資産」の内訳科目の名称について、事業用資産との整合性の観点から、その名称を変更する。
- ⑨「電話加入権」について、「実務研究会報告書」187段において「電話加入権は、備忘価額1円を開始時簿価とする」とあり、表示において重要性に乏しいと考えられるため、「その他の無形固定資産」にあわせて表示する。
- ⑩「資金」について、資金収支計算書との整合性を踏まえた名称としているが、資金収支計算書では歳計外現金は対象としておらず、資金の対象範囲も相違するため、他の会計基準の取扱いを踏まえ、「現金預金」とする。
- ⑪「税等未収金」と「未収金」については、「38.未収金(税分と税以外の区分)」の議論(債権管理の重要性)を踏まえ、現年調定分を「未収金」、滞納繰越調定分を「長期延滞債権」に区分して表示する。なお、貸借対照表に区分掲記するほどの重要性はないことを踏まえ、税分と税以外の区分は附属明細等で表示する。
- ⑫「貸倒引当金」の名称については、「32.貸倒引当金(回収不能見込額)」の議論(社会福祉法人会計基準や学校法人会計基準の取扱い)を踏まえ、「徴収不能引当金」とする。
- ⑬「出捐金」については、「24-1.出捐金の取扱い」の議論(地方自治法第238条第1項第7号の「出資による権利」に該当する公有財産であることを踏まえ、現行と同様に資産として「投資及び出資金」に計上する。(内訳は附属明細等で表示)
- ⑭「投資損失引当金」については、「33.投資損失引当金」の議論(現行の政策(第三セクター等の経営健全化)との連携)を踏まえ、計上・表示する。
- ⑮「公債」の名称については、現行では国の取扱いに合わせたものとしているが、法令等で一般的に使用されている「地方債」とする。
- ⑯「退職給付引当金」の名称については、「35.退職給付(手当)引当金」の議論(退職給付という表現がなじまないこと及び表記から内容をイメージしやすいこと)を踏まえ、「退職手当引当金」とする。

- ⑰「引当金」について、国の取扱いを踏まえ、個別に表示する。
- ⑱「賞与引当金」の名称については、「34.賞与引当金」の議論(当該引当金には、期末手当・勤勉手当に加えて法定福利費を含めること)を踏まえ、「賞与等引当金」とする。
- ⑲「純資産」の内訳については、「9.財務書類の体系」等の議論とあわせて整理する。
- ⑳「繰延資産」について、「41-1.繰延資産」の議論を踏まえ、削除する。
- ㉑「投資その他の資産」について、固定資産・流動資産の分類としたため、固定資産に該当する勘定科目を追加して表示する。
- ㉒「流動資産」の内訳について、固定資産・流動資産の分類に合わせた勘定科目で表示する。

【行政コスト計算書】

- ・「43.表示区分」の議論を踏まえ、別紙のとおりとする。

【純資産変動計算書】

- ・「46.表示区分」の議論を踏まえ、別紙のとおりとする。

【資金収支計算書】

- ・「51.表示区分」の議論を踏まえ、別紙のとおりとする。

○基準の方向性

- ・財務書類の勘定科目については、別紙のとおりとする。

○留意点

- ・特になし。

(参考: 基準モデル)

貸借対照表科目	
資産合計	
1. 金融資産	
資金	
金融資産(資金以外)	
債権	
税等未収金	
未収金	
貸付金	
その他の債権	
(控除)貸倒引当金	
有価証券	
投資等	
出資金	
基金・積立金	
財政調整基金	
減債基金	
その他の基金・積立金	
その他の投資	
2. 非金融資産	
事業用資産	
有形固定資産	
土地	
立木竹	
建物	
工作物	
機械器具	
物品	
船舶	
航空機	
その他の有形固定資産	
建設仮勘定	
無形固定資産	
地上権	
著作権・特許権	
ソフトウェア	
電話加入権	
その他の無形固定資産	
棚卸資産	
インフラ資産	
公共用財産用地	
公共用財産施設	
その他の公共用財産	
公共用財産建設仮勘定	
繰延資産	

(イメージ案)

貸借対照表科目	
資産合計	
(1)-1入替 →	固定資産
→	有形固定資産
(2)-1入替 →	事業用資産
	土地
	立木竹
	建物
	建物減価償却累計額
	工作物
	工作物減価償却累計額
	機械器具
	機械器具減価償却累計額
(3)移動	物品
	船舶
	船舶減価償却累計額
(4)追加	浮標等
	浮標等減価償却累計額
	航空機
	航空機減価償却累計額
(2)-2名称変更	その他の事業用資産
	その他の事業用資産減価償却累計額
	建設仮勘定
	無形固定資産
(6)移動	地上権
	著作権・特許権
	ソフトウェア
	電話加入権
	その他の無形固定資産
(7)移動	棚卸資産
	インフラ資産
	土地
	建物
	建物減価償却累計額
(8)名称変更	工作物
	工作物減価償却累計額
	その他のインフラ資産
	その他のインフラ資産減価償却累計額
	建設仮勘定
(20)削除	物品
	物品減価償却累計額
	繰延資産
	無形固定資産
	地上権
	著作権・特許権
	ソフトウェア
	電話加入権
	その他の無形固定資産
	投資その他の資産
	投資及び出資金
	(控除)投資損失引当金
	長期貸付金
(21)調整	(控除)徴収不能引当金
	基金
	減債基金
	その他の基金
	その他の投資その他の資産
→	流動資産
	現金預金
	金融資産(資金以外)
	債権
	税等未収金
	長期延滞債権
	未収金
(22)調整	短期貸付金
	(控除)徴収不能引当金
	基金
	財政調整基金
	減債基金
	棚卸資産
	その他の流動資産

(参考:基準モデル)

貸借対照表科目	
負債・純資産合計	
負債合計	
1. 流動負債	
未払金及び未払費用	
前受金及び前受収益	
引当金	
賞与引当金	
預り金(保管金等)	
公債(短期)	
短期借入金	
その他の流動負債	
2. 非流動負債	
公債	
借入金	
責任準備金	
引当金	
退職給付引当金	
損失補償等引当金	
その他の引当金	
その他の非流動負債	
純資産合計	
財源	
資産形成充当財源(調達源泉別)	
税収	
社会保険料	
移転収入	
公債等	
その他の財源の調達	
評価・換算差額等	
その他の純資産	
開始時未分析残高	
その他純資産	

(固定資産・流動資産での分類)

貸借対照表科目	
負債・純資産合計	
負債合計	
(1)-2入替 >	固定負債
	地方債 (15)-1名称変更
	借入金
	責任準備金
	引当金
(17)-1個別表示	退職手当引当金 (16)名称変更
	損失補償等引当金
	その他の引当金
	その他の固定負債
	流動負債
	未払金及び未払費用
	前受金及び前受収益
(17)-2個別表示	引当金
	賞与等引当金 (18)名称変更
	預り金(保管金等)
	地方債(短期) (15)-2名称変更
	短期借入金
	その他の流動負債
純資産合計	
財源	
資産形成充当財源(調達源泉別)	
	税収
	社会保険料
	移転収入
(19)別途検討	公債等
	その他の財源の調達
	評価・換算差額等
	その他の純資産
	開始時未分析残高
	その他純資産

「勘定科目」(行政コスト計算書)のイメージ

(参考:基準モデル)

勘定科目名	
純経常費用(純行政コスト)	
1. 経常費用(総行政コスト)	
経常業務費用	
人件費	
議員歳費	
職員給料	
賞与引当金繰入	
退職給付費用	
その他の人件費	
物件費	
消耗品費	
維持補修費	
減価償却費	
その他の物件費	
経費	
業務費	
委託費	
貸倒引当金繰入	
その他の経費	
業務関連費用	
公債費(利払分)	
借入金支払利息	
資産売却損	
その他の業務関連費用	
移転支出	
他会計への移転支出	
補助金等移転支出	
社会保障関係費等移転支出	
その他の移転支出	
2. 経常収益	
経常業務収益	
業務収益	
自己収入	
その他の業務収益	
業務関連収益	
受取利息等	
資産売却益	
その他の業務関連収益	

(参考:改訂モデル)

勘定科目名	
【経常行政コスト】	
1	人件費
	退職手当引当金繰入等
	賞与引当金繰入額
	小 計
2	物件費
	維持補修費
	減価償却費
	小 計
3	社会保障給付
	補助金等
	他会計等への支出額
	他団体への公共資産整備補助金等
	小 計
4	支払利息
	回収不能見込計上額
	その他行政コスト
	小 計
経常行政コスト a	
【経常収益】	
1	使用料・手数料 b
2	分 担 金・負 担 金・寄 附 金 c
経常収益合計(b+c) d	
(差引)純経常行政コスト a-d	

(イメージ案)

勘定科目名	
純行政コスト	
費用	
経常費用	
経常業務費用	
人件費	
給与関係費	
賞与等引当金繰入	
退職手当引当金繰入	
その他の人件費	
物件費等	
物件費	
維持補修費	
減価償却費	
その他の物件費等	
その他の経常業務費用	
支払利息	
徴収不能引当金繰入	
その他	
補助金等移転支出	
補助金等	
社会保障給付	
他会計への繰出金	
その他の補助金等移転支出	
臨時損失	
災害復旧事業費	
資産売却損	
投資損失引当金繰入	
損失補償等引当金繰入	
その他の臨時損失	
収益	
経常収益	
使用料等	
受取利息等	
その他の経常収益	
臨時利益	
資産売却益	
その他の臨時利益	

「勘定科目」(純資産変動計算書)のイメージ

(参考:基準モデル)

勘定科目名	
当期末残高	
前期末残高	
当期変動額	
1. 財源変動の部	
財源の使途	
純経常費用への財源措置	
固定資産形成への財源措置	
事業用資産形成への財源措置	
インフラ資産形成への財源措置	
長期金融資産形成への財源措置	
その他の財源の使途	
直接資本減耗	
その他財源措置	
財源の調達	
税金	
社会保険料	
移転収入	
他会計からの移転収入	
補助金等移転収入	
国庫支出金	
都道府県等支出金	
市町村等支出金	
その他の移転収入	
その他の財源の調達	
固定資産売却収入(元本分)	
長期金融資産償還収入(元本分)	
その他財源調達	
2. 資産形成充当財源変動の部	
固定資産の変動	
固定資産の減少	
減価償却費・直接資本減耗相当額	
除売却相当額	
固定資産の増加	
固定資産形成	
無償所管換等	
長期金融資産の変動	
長期金融資産の減少	
長期金融資産の増加	
評価・換算差額等の変動	
評価・換算差額等の減少	
再評価損	
その他評価額等減少	
評価・換算差額等の増加	
再評価益	
その他評価額等増加	
3. その他の純資産変動の部	
開始時未分析残高	
その他純資産の変動	
その他純資産の減少	
その他純資産の増加	

(参考:改訂モデル)

勘定科目名	
期首純資産残高	
1. 純経常行政コスト	
2. 一般財源	
地方税	
地方交付税	
その他行政コスト充当財源	
3. 補助金等受入	
4. 臨時損益	
災害復旧事業費	
公共資産除売却損益	
投資損失	
5. 科目振替	
公共資産整備への財源投入	
公共資産処分による財源増	
貸付金・出資金等への財源投入	
貸付金・出資金等の回収等による財源増	
減価償却による財源増	
地方債償還に伴う財源振替	
6. 資産評価替えによる変動額	
7. 無償受贈資産受入	
8. その他	
期末純資産残高	

(イメージ案)

勘定科目名	
期首純資産残高	
純行政コスト(Δ)	
財源	
税金等	
国庫等補助金	
その他	
当年度差額	
固定資産等の変動	
固定資産の増加	
固定資産の減少	
貸付金・基金等の増加	
貸付金・基金等の減少	
評価・換算差額	
無償所管換等	
その他	
当年度純資産変動額	
期末純資産残高	

「勘定科目」(資金収支計算書)のイメージ

(参考: 基準モデル)

勘定科目名	
期末資金残高	
期首資金残高	
当期資金収支額	
基礎的財政収支	
1. 経常的収支	
経常的支出	
経常業務費用支出	
人件費支出	
物件費支出	
経費支出	
業務関連費用支出	
移転支出	
他会計への移転支出	
補助金等移転支出	
社会保障関係費等移転支出	
その他の移転支出	
経常的収入	
租税収入	
社会保険料収入	
経常業務収益収入	
業務収益収入	
業務関連収益収入	
移転収入	
他会計からの移転収入	
補助金等移転収入	
その他の移転収入	
2. 資本的収支	
資本的支出	
固定資産形成支出	
長期金融資産形成支出	
その他の資本形成支出	
資本的収入	
固定資産売却収入	
長期金融資産償還収入	
その他の資本処分収入	
3. 財務的収支	
財務的支出	
支払利息支出	
公債費(利払分)支出	
借入金支払利息支出	
元本償還支出	
公債費(元本分)支出	
公債(短期)元本償還支出	
公債元本償還支出	
借入金元本償還支出	
短期借入金元本償還支出	
借入金元本償還支出	
その他の元本償還支出	
財務的収入	
公債発行収入	
公債(短期)発行収入	
公債発行収入	
借入金収入	
短期借入金収入	
借入金収入	
その他の財務的収入	

(参考: 改訂モデル)

勘定科目名	
1. 経常的収支の部	
人件費	
物件費	
社会保障給付	
補助金等	
支払利息	
他会計等への事務費等充当財源繰出支出	
その他支出	
支出合計	
地方税	
地方交付税	
国県補助金等	
使用料・手数料	
分担金・負担金・寄附金	
諸収入	
地方債発行額	
基金取崩額	
その他収入	
収入合計	
経常的収支額	
2. 公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	
公共資産整備補助金等支出	
他会計等への建設費充当財源繰出支出	
支出合計	
国県補助金等	
地方債発行額	
基金取崩額	
その他収入	
収入合計	
公共資産整備収支額	
3. 投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	
貸付金	
基金積立額	
定額運用基金への繰出支出	
他会計等への公債費充当財源繰出支出	
地方債償還額	
支出合計	
国県補助金等	
貸付金回収額	
基金取崩額	
地方債発行額	
公共資産等売却収入	
その他収入	
収入合計	
投資・財務的収支額	
当年度歳計現金増減額	
期首歳計現金残高	
期末歳計現金残高	

(イメージ案)

勘定科目名	
業務活動	
業務支出	
経常業務費用支出	
人件費	
物件費	
支払利息	
その他の支出	
補助金等移転支出	
補助金等	
社会保障給付	
他会計への繰出金	
その他の支出	
業務収入	
税収等	
国県等補助金	
使用料等	
その他の収入	
臨時支出	
災害復旧事業費	
その他の支出	
臨時収入	
投資活動	
投資活動支出	
公共施設等整備費	
基金積立額	
投資及び出資金	
貸付金	
その他の支出	
投資活動収入	
国県等補助金	
基金取崩額	
貸付金元金回収額	
その他の収入	
財務活動	
財務活動支出	
地方債償還額	
その他の支出	
財務活動収入	
地方債発行額	
その他の収入	

「【貸借対照表】その他の個別科目の取扱い」に係る検討

4 1 - 1. 繰延資産

○「中間とりまとめ」における記述

- ・ 特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 132.繰延資産は、将来の期間に影響する特定の費用で、すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。地方債発行費、地方債発行差金、開発費、試験研究費等の費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができる。 140.地方債（短期）は、地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のものをいう。地方債の貸借対照表価額は、残高（額面額）とし、地方債発行差金等は繰延資産として、負債金額とは両建てで表示する。	・ 特になし。

○課題・論点

- ・ 繰延資産を計上・表示するか。

○論点整理の考え方

- ・ 基準モデルでは、「制度研究会報告書」132段落のとおり、地方債発行費、地方債発行差金、開発費、試験研究費等の費用について、繰延資産として計上することができることとしているが、
 - ①企業会計について、社債発行差金は「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日 企業会計基準第10号）において、社債金額から直接控除する方法とし、社債発行費や開発費等は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 実務対応報告第19号）において、原則として支出時に費用として処理することとしている（適用直前事業年度の貸借対照表に計上されている繰延資産の償却に関する会計処理は、原則として適用直前事業年度の会計処理を継続適用）。
 - ②地方公営企業会計基準においても、原則として、新たな繰延資産への計上を認めないこととしている（新地方公営企業会計基準の適用直前事業年度の貸借対照表

に計上されているものは継続適用可能)。

- ・以上の2点を踏まえ、繰延資産については、原則として計上を認めないこととしてはどうか。なお、現状でも計上団体が限られていること、計上している団体においても計上額が少額であること、を踏まえ、現行で繰延資産として計上している団体においても、開始時において一括して費用としてはどうか。

○基準の方向性

- ・繰延資産については、原則として計上しないこととする。

○留意点

- ・連結の取扱いに留意する必要があるのではないか。
- ・所有外資産の取扱いに留意する必要があるのではないか。